

第47回大阪府人権施策推進審議会 議事概要

(開催要領)

日 時： 令和7年3月25日(火) 午前10時から午前11時30分まで

場 所： 大阪府庁本館5階 正庁の間

(ウェブ併用)

会 場 出 席： 興津委員、辻井委員、山野委員

ウェブ出席： 岡田専門委員、億委員、勝山委員、小林委員、三部委員、妻木委員、内藤委員、
若槻委員、若林委員 (計12名)

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 会長の選任、会長代理の指名
- (2) インターネット上の人権侵害解消推進部会報告について
- (3) 人権問題に関する府民意識調査について
- (4) 万博を契機とした人権啓発事業について
- (5) その他

(議事録概要)

(1)会長の選任、会長代理の指名

委員の互選により、山野委員が会長に選任され、会長より、辻井委員が会長代理に指名された。

(2)インターネット上の人権侵害解消推進部会報告について

●事務局

資料1をご覧ください。こちらでは「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に関する本審議会での審議経過をまとめております。

まず、令和4年度の報告についてです。条例は令和4年4月に施行されました。附則において、施行後1年を目途に、条例に基づく施策の実効性等を検討することが定められており、その検討の場として有識者会議を立ち上げました。5月から12月にかけて5回の議論を行い、3月にその結果を取りまとめて公表いたしました。

次に、令和5年度の動きについてです。有識者会議の取りまとめを踏まえ、本審議会に条例の改正案について諮問をいたしまして、2回の審議を経て答申をいただきました。この答申をもとに、10月に条例を改正・公布いたしました。改正条例の内容は、参考資料1をご覧ください。

改正条例では第二条第一号で不当な差別的言動を定義し、第六条で事業者の責務を定めています。また、第十二条では不当な差別的言動に対するプロバイダ等への削除要請を、第十三条では、情報発信者への説示・助言に関する規定を設けました。

さらに、第十五条では、削除要請や説示・助言を行う際の基本的考え方や、インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証等について、審議会の意見を聞くことを規定しております。

11月にはインターネットトラブル専門相談窓口「ネットハーモニー」を開設するとともに、本審議会の部会を設置いたしまして、プロバイダ等への削除要請等に関する基本的な考え方について諮問をいたしました。

部会は11月から1月にかけて3回開催をいたしまして、答申をいただきました。答申の内容は参考資料2を

ご覧ください。

そして、令和6年度の動きでございます。4月に改正条例を全面施行いたしまして、参考資料2の答申をもとに、削除要請や説示・助言に関する指針を策定、施行しました。指針の内容は、参考資料3をご覧ください。

その後、条例施行後の施策の実施状況を検証するため、9月と2月の2回にわたり、部会を開催いたしまして、ご議論をいただいております。

今年度の部会における検討状況については、資料1—1、1—2、1—3をご覧ください。まず、資料1—1は今年度の人権侵害情報の対応状況をまとめたものでございます。1ページ上段には改正条例、下段には削除要請や説示・助言の指針の概要を掲載しております。2ページは対応等のフロー図となっております。3ページには今年度の削除要請等の実績をまとめております。

明らかに不当な差別的言動と判断できる68件について、プロバイダへの削除要請や大阪法務局への通報を行いました。また、規模の大きな集団等に対するものであった11件につきましては削除要請ではなく、プロバイダへの情報提供等を実施しております。

次に、4ページでございますが、平成29年度からの削除要請等の実績をまとめております。

次に、5ページでは、今年度の説示・助言の実施状況をまとめております。資料の3つ目のポツですが、今年度、削除要請を行い、現存している案件のうち、発信者の氏名、住所等が明らかな一名について説示を実施いたしました。

6ページ以降は、今年度の部会で主に議論となっている2つの論点について記載しております。

6ページ記載の1つ目の論点について説明いたします。今年度開催いたしました第4回の部会におきまして、事務局から、「特定個人に関する侵害情報への対応については、被害者からの申し出が必要であり、特定の地域や集団に関する侵害情報への対応については、申し出が不要である」という旨の説明をいたしましたところ、委員より「そのような取り扱いについて、条例及び指針の文面からは論理的に読み取れないのではないか」とのご指摘をいただきました。

この点については、先月の第5回の部会で事務局にて再度整理をさせていただき、府の考え方に記載の通り、特定個人や団体に関する差別的言動であっても、必ずしも被害者からの申し出を必要とせず、被害者の状況を考慮して府が対応するというところで、議論が行われました。

資料の7、8ページは府の考え方を整理するにあたっての根拠となる、条例、指針、有識者会議の取りまとめを記載しております。

次に、9ページ記載の2つ目の論点について説明いたします。

第4回の部会で、事務局から「集団に対する不当な差別的言動について、集団の規模が大きくなると、構成員が特定されず、人格権の侵害が認められないため、削除要請をせず情報提供にとどめた」と説明いたしましたところ、委員より、「集団の規模で適用に差を設けることは、条例の意義にそぐわないのではないか」とのご指摘をいただきました。

この点につきましても、先月開催いたしました、第5回の部会で事務局にて再度整理をさせていただき、府の考え方に記載の通り説明をさせていただきました。

府としては、「行政が規模の大きな集団に対する不当な差別的言動について、削除要請を行うことには社会的意義があると考えておりますが、裁判例等を考慮すると、その言動が直ちに構成員の権利を侵害しているかどうかには議論の余地があると考えている」ということで説明をさせていただいたところです。

資料の10ページ以降は、府の考え方を整理するにあたっての根拠となる、本審議会の答申、法務省の通達、公益社団法人商事法務研究会の取りまとめのほか、集団を対象とする表現に関する裁判例を記載しております。この論点につきましては、先月の第5回の部会におきまして条例第二条第一号の侵害情報の解釈や削除要請の対象となる集団の規模や言動の内容等について、議論が行われました。

次に資料1—2をご覧ください。相談支援の実施状況についてです。

令和5年11月に開設いたしました、インターネットトラブルの専門相談窓口「ネットハーモニー」の取組状況を

まとめております。1ページをご覧ください。「ネットハーモニー」の今年度2月末までの件数の実績をお示しております。太枠をご覧ください。相談窓口開設日数は278日でした。新規受付件数は相談案件ベースで370件、相談を受け付けた延べ受付件数は564件でした。延べ対応件数は、内部対応を含めたトータルの件数で612件でした。

次に2ページをご覧ください。今年度の主な相談の内容と対応についてです。

誹謗中傷の被害者からの相談や加害者からの相談、障害者差別に関する相談、違法・有害情報に関する相談のほか、ネット上のつきまとい行為に関する相談などがございました。

次に3ページをご覧ください。今年度の特徴的な事例についてです。未成年のネットトラブルに関する相談やダイレクトメールや発信者不明のメールアドレスによる誹謗中傷に関する相談、加害者の立場からの相談、差別偏見を助長する書き込みについての相談がございました。

次に4ページをご覧ください。「ネットハーモニー」では、相談内容に応じて相談者を弁護士や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門家や様々な課題に取り組む当事者団体あるいは支援団体等につなぐ専門家相談を実施しています。これまで、計5件、弁護士相談を実施しており、その主な概要について2件挙げております。

最後に5ページをご覧ください。「ネットハーモニー」の周知の取組についてです。大阪府のホームページ、専用ポータルサイトでの周知のほか、関係機関などへのポスターの配布、府立高校の各生徒に配布されている情報端末による周知、LINEやグーグルでのウェブ広告の配信による周知、チラシの配架なども行っています。最後から2つ目のポツですが、10月から11月にかけて大阪メトロ全駅で、両面チラシの配架およびポスターの提示を実施いたしました。

最後のポツですが、11月にプロバスケットボールチーム「大阪エヴェッサ」のホームゲームにおきまして、「ネットハーモニー」を含む人権に関する相談窓口の情報を記載したクリアファイルを来場者に配布するとともに、啓発動画を放映いたしました。

次に資料1-3をご覧ください。教育・啓発の実施状況についてです。府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、教育・啓発の取組を実施しております。

まず、1のターゲティング広告について、誹謗中傷や差別につながりかねない単語をSNSに投稿、検索した利用者に注意喚起のメッセージを表示し、メッセージをクリックした利用者を啓発ページへ誘導しております。今年度はXとYouTubeにおいて実施し、表示回数やクリック数は資料に記載のとおりでございます。

次に、2の出前講座等についてです。企業向けにつきましては、昨年8月に府内企業35社が一同に会する場で研修用教材を活用したワークショップを実施したほか、2月及び3月にも講義およびワークショップを実施いたしました。学校向けにつきましては、昨年6月から今年2月にかけて、府内の小中高、専門学校に対し、計29回、講義型およびワークショップ型の講座を実施しております。その他、府立学校の人権教育研究会や「中学生の主張大阪府大会」の場等で講義型の講座を3回実施しております。

次に、3のスポーツ組織と連携した啓発活動についてです。インターネット上の人権侵害解消啓発推進月間である11月に、プロバスケットボールチーム「大阪エヴェッサ」と連携した啓発活動を実施いたしました。その他、昨年11月に主要駅周辺のデジタルサイネージを活用した啓発動画の放映や、鉄道駅等におけるポスターの掲示やチラシの配架を実施いたしました。

◎会長

ありがとうございました。それでは、部会長より今年度の部会における審議について、一言コメントをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○部会長

本部会では引き続き、先ほどの事務局からの説明にありました通り、論点1および論点2について審議を行ってまいりました。

まず論点1についてですが、資料1—1の6ページです。「特定個人や団体に対する差別的言動であっても、必ずしも被害者からの申し出を必要とせず、被害者の状況を考慮して府が対応する」ということで、この点につきましては、部会の委員の皆様にもご了承いただいたところでございます。

次に論点2についてですが、資料の1—1の9ページでございます。規模の大きな集団に対する不当な差別的言動の取り扱いに関するものでございます。現在の府の整理といたしましては、規模の大きな集団では構成員が特定されず、人格権の侵害が必ずしも認められるわけではないということから、削除要請の対象とするかどうかは慎重に検討する必要があるという形で運用を行っております。

この点につきまして、委員から、表現の自由を尊重しつつも、条例の趣旨に鑑みれば、集団の規模が大きい場合であっても大阪府域内のものであることが認められ、明らかに不当な差別的言動であれば削除要請の対象とする可能性があるのではないかとといった意見がありました。

部会においては、条例第二条第一号の侵害情報の解釈、また、削除要請の対象となる集団の規模や言動の内容等について、引き続き検討を行っていくこととしております。

本日の審議会におきましては、部会委員の皆様にもご出席いただいておりますので、各委員の皆様からコメントをいただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

○委員

事務局ないし部会長からの報告がございましたので、今、問題意識として、特に何が議論されているのかについて、お話をさせていただきたいと思っております。

今回の条例においては、侵害情報、差別的言動が認められた場合、集団的規模によって府で削除の要請を行うのか、あるいは、プロバイダへの情報提供にとどめるべきなのかということが議論の対象となっており、ポイントとして、個人の人格権に対する侵害であれば、個人の人格権に基づく差止請求ということで、削除要請しやすいが、差別的言動の規模が広がれば広がるほど、個人に対する人格的利益の侵害という点が希薄化され、個人の削除要請が困難になるというような場面がある場合、行政自体の公権力の行使として、いわゆる表現の自由の侵害にならないバランスのもとで一定の削除要請とか、行政的な指導というのがなされるということも、この条例の目的を考えれば、妥当なのではないかと考えているところでございます。

ただ、一方で、その個人の人権侵害の程度が希薄化されるというのであれば、行政主体としては公権力の主体ですから、削除請求に踏み込むのは躊躇すべきじゃないのかという意見があり、その点が今議論の中心となっております。個人的な考えとしては、人権の侵害情報、特に集団の規模が大きい大阪府内のというかなり広範囲だったとしても、特定の人種や民族に対する明白な人権侵害の程度が大きい言動については、大阪府下全体、集団の規模が大きいからといって、行政が削除要請等を躊躇するというのは行き過ぎではないかと思うところがあるというのが私の意見です。

○委員

まず論点1につきましては、特定個人に関する侵害情報について被害者からの申し出が必要であるという現在の運用について、条例や指針の書きぶりからは読み取れないのではないかと問題提起があり、確かに特定個人については、被害者からの申し出が一つのファクターになることは認められると思うが、条例が特に申し出を必要とせずに、それを対象としている、申し出がなくても、公益が侵害されていると条例制定者が認めたということでもあるので、運用との乖離があるのではないかとご指摘に基づくものであらうと思っております。

府の考え方として、特定個人に関するものについては、私人間の争いという面があるため、一方の権利保護に介入することには慎重に判断すべきであるご説明があり、条例の中に、こういう趣旨を読み込むこともできないわけではないだろうということで、申し出がない場合も、府における対応を事実上とすることもあり得る、ご説明を伺ったところであり、またその点については理解をしたというところでございます。論点2の方が、論点としては難しく、考え方が分かれる問題だという印象がございまして。集団の規模によって削除要請の対象とするか

どうかを区別することが適当かということでもあります。府の考え方で例示されております通り、〇〇市〇〇地区の〇〇人という程度に規模が限定されていれば、削除要請の対象となるが、例えば、行政区のレベルで特定されている場合には、広すぎるため削除要請の対象にならない。しかしながら、〇〇市〇〇区に住んでいる〇〇人に対して人権侵害が発生しているということは、否定できないようにも思われますので、規模の大小という区別が、本当に適当かどうかということについては、なお検討を要すると思われます。

部会での議論においては、大阪市のヘイトスピーチ対処条例の規定なども紹介し、私、大阪市でもヘイトスピーチ審査会の委員をやっておりますので、その運用についてご紹介をいたしました。

大阪市は、規模の大小が区別要素にはなっておらず、大阪市民、大阪市内に通勤しているものが対象になっていけば条例の対象ですので、そういった考え方もあり得るとご紹介いたしましたが、府の条例では規定の建付けや趣旨は異なるため、府の条例としてどうあるべきかを検討していくべきかと思います。

ご説明の方で、削除要請の対象外とした現状についても、事実上の情報提供を行うという形で、事業者等に促すという対応をされているということで、全く放置されるわけではないということで、運用のあり方については了解したところでありますが、論点としては今後なお議論を行う余地があるというふうに感じているところです。

○委員

すでに各委員から詳細に言っていただきましたので、私からは、それを踏まえて、個人的に考えているところを少しお話しさせていただければと思います。

論点1につきまして、規定との関係で、どう評価するかという点ですが、大阪府の本条例の削除規定の制定にあたっては、特定個人の明確な人格権侵害が認められるような誹謗中傷等については、各個人が法的救済を求めることが可能であることから、個人による対応を原則とし、それが困難な場合について、大阪府との関連に限定して、しかしながら、公権力である大阪府の立場を考慮して、削除命令ではなく削除要請を求める形にしたものと理解しております。

特定の個人については、原則、ご本人が申し出を行うということであるにも関わらず、十二条のところで特定の個人というのが入った経緯として、不当な差別的言動にかかるものについては、差別を受ける属性を持っている個人自らがその属性を持っているということを明らかにして、削除を求めるとということが難しいのではないかと、という点を考慮し、特定の個人についても、削除要請の対象に入れたという経緯があります。そういう意味では、第三者、あるいは特定の個人や団体に関する不当な差別的言動の申し出があった場合については、被害者からの申し出を前提とせず、被害者の実情を見定めたくて府においても対応していくということですので、この点については、条例の意義に鑑みた対応を今後もお願いしたいと思います。

条例の趣旨という点でいくと、民事裁判例は、個人の人格権侵害を前提としているのに対して、条例は、むしろ、そこでの救済が困難となるようなものこそ削除要請の対象にしている、そのような条例の意義に鑑みた形で、次の論点2のところも考えていく必要があるのではないかと思います。論点2では、集団の規模が大きくなると削除要請の対象から外れるということです。もっとも、規模が大きい場合でも、削除要請ではなく、情報提供はされているということですので、議論の実益がどこまであるのかということには、委員の皆さんにおかれましても疑問もあるかもしれませんが、簡単にコメントさせていただきます。

大阪府において集団の規模に応じて削除要請の可否を判断するという方針によるのは、令和4年5月に出された国のインターネット上の誹謗中傷を巡る法的問題に関する有識者検討会の取りまとめによっているためかと思えます。ただ、この有識者検討会は、ヘイトスピーチ一般に関して述べられたもので、そこでのヘイトスピーチの概念は、府が対象としているヘイトスピーチ解消法よりも広義のもののようにも思われます。

しかし、そのような場合であっても、ヘイトスピーチが向けられるのは通常、差別を受けてきた社会的事実があるマイノリティであるということ踏まえて、当該属性を有する者に非常な精神的苦痛を与えるものであって、その特定の個人に対する人格権への影響が、ある程度抽象的であっても、実害が生じる高い危険性があることに鑑みて、違法な人格権侵害を認めて良い場合がある、とされており、具体的には、一定の程度に集団の規模

が限定されている場合と、その構成員が特定されている場合とが挙げられています。これに対して、大阪府の条例を見てみますと、ヘイトスピーチ一般ではなくてヘイトスピーチ解消法におけるところの不当な差別的言動にかかる侵害情報があることが、明らかな場合に限って、削除の命令ではなく、府として削除の要請を求めるにすぎない、という文言になっています。一定程度、侵害行為をした側の悪質性が非常に高い場合を前提としているということになります。しかもその対象は、大阪府民や大阪府の特定地域に関するものに限定されています。

その際、こうした不当な差別的言動が向けられた対象が、差別を受けてきた歴史的事実がある場合、その属性を持つ人にとっては、人格の一部として多大な精神的な苦痛を与えるということ、そのような不当な差別的言動が、特定の個人にではなく、個人が有する、逃れられない属性に対してのみ行われるからこそ、そこに属する個人自らが積極的に削除等を求める行動に至らなかったとしても、また、それゆえにインターネット空間にそういった言動、表現が積み重なることが、インターネット空間ではあっても、それが私たちの生活空間につながっていることから、やはり重大な人権侵害の問題になるということを考えて、本条例が制定されたのではないかと思います。

以上のことに併せて、条例が持つ限定性というものを考えたとき、不当な差別の対象となった属性であるとか、あるいは言動の内容に鑑みて、大阪府との関連になされたものについては、それが市レベルなのか地区レベルなのかといった程度の集団の規模に拘泥して、限定的に考えるよりは、条例の意義を積極的に認めて、一定対応していくということが求められて良いのではないかと、個人的には考えています。

ただ、最初に申し上げましたように、集団の規模がやや大きいと思われる場合にも情報提供はされているということなので、大きな議論にはならないのかもしれませんが、この論点は、条例の意義をどのように捉えていくのかという問題には関わらないのではないかと考えています。

○委員

出前講座について事実確認させてください。

実績について、企業向けと学校向けとその他ということで記載されていますが、そこでは府の研修用教材等を活用したと。企業向けが大人を対象としているのは明らかだと思うのですが、学校向けの出前講座は教員や保護者、大人向けなのか、児童・生徒向けなのかをまず一点確認したいです。

その他のところでも、人権教育研究会は教員対象と思うのですが「中学生の主張大阪府大会」は中学生が参加されているので、対象は中学生なのかということになります。

なぜここを質問したいかというと、出前講座では「研修」用教材等を活用しているということなので、基本的には大人が対象だと思います。大人がその研修教材を読んで、なるほどと思うのは当然として、もし児童・生徒が対象だとすると、同じ教材を使っているのか、あるいは児童・生徒向けに違う教材を使用しているのかが気になります。かつ、児童・生徒が対象であり、かつ研修用等の教材と違うものを用意したとすれば、それはどういう内容なのか、また、教員を対象とした研修の場合、研修を受けた結果として、児童・生徒に対する教育実践がストレートに導けるのかどうか、つまり具体的な教材であるとか、指導方法についても研修で扱われているのかという点について確認の質問をさせてください。

●事務局

出前講座に関するご質問ということで、大人向けと児童生徒向けというところ、どういう教材を使用しているかという質問と理解をしております。

企業向けの研修につきましては、ワークショップ教材ということで、我々昨年度作成いたしましたワークショップ用の教材でございます。その教材を利用したワークショップを実施しております。特に大人向け、子ども向けというところの想定はしておりません。基本的に、全年代向けに対して実施できるような内容の教材であると理解をしております。学校向けの出前講座につきましては、中学生、高校生をターゲットとした講義型の研修ということで、我々オリジナルのパワーポイントの資料をスライドに投影し、講義型で職員が学校に出向いて、お話をさせていただき、ワークショップ型の講座は企業向けに使用しております専用教材を使ったワークショップでございます。

して、こちらは企業向けの教材と同じ教材を学校向けにも利用はしていますが、どちらかといえば専門学校に対して、年齢層が高い方に向けた研修ということでワークショップ型の講座を実施しております。

「中学生の主張大阪府大会」は中学生と保護者の方が主に参加する場というところでございます。こちらも中高生向けの教材を利用した講座を実施しております。府立学校の人権教育の研究会というのは、教員の方の研究会でございまして、こちらに関しては我々がアレンジをした教材を使い、講座をしているというところです。

◎会長

もう一点、効果について、教育実践に活用されているのか、という質問があったと思うのですが。

●事務局

実際に効果検証ということでしょうか。

◎会長

行われた研修を、実践にどういう風に使っておられるか、ということです。

●事務局

府立学校の夏休みの期間に、生徒の皆さんにも関係していただきたいという名目のもとで実施しました。参考になったというご意見もいただいたところでございます。

○委員

ご説明ありがとうございます。

つまり、研修用教材は対象が誰であっても、基本的には人権啓発的な趣旨で、大人でも子どもでも人権問題についてもっと理解が深まるということですね。

具体的な人権課題等を取り上げる啓発的な研修と、具体的に、学校現場でどう実践に取り組むかに関する研修は多少違うのかなと思います、質問した次第です。ですので先ほどの質問になったのですが、そこまで明確には区別されずに、どちらでも使えるという理解でよろしいでしょうか。

●事務局

少し補足させていただきますと、ワークショップの方ですが、インターネットの使い方を考えていく、利活用も含めて、みんなで考えていく研修になっていまして、講義型につきましてはインターネットを使っていく中で気をつけていけない点を中心に解説をしていくタイプで、目的は少し変えているという状況でございます。人権啓発ということも含めますが、いかにインターネットリテラシーの向上を図っていくのかという点につきまして、それぞれの講義型・ワークショップ型という形で出前講座を実施しているという状況でございます。

○委員

ありがとうございます。大体理解できました。

◎会長

ありがとうございました。今のご質問、私も非常に興味を持っているところですので、ありがとうございました。

効果と言っているのか、学校の働き方改革を進めている中で、どのように教育実践に結びつけていくかはなかなか難しい課題だと思います。そのため、先生方にその辺りも意識した形でレクチャーしていただいた後に、どのように実践に活かされたのかアンケートを取るなどして、実践につないでいけるように、もう一步踏み込んでいければと考えながらお聞きしました。お願いします。

●事務局

補足でございますが、実際、学校等で講義をした後、利用者アンケートをとらせていただいております。概ねは好評であり、「よくわかった」という結果がございます。それをベースに、また改良は加えていきたいと考えております。アンケートは公表のために取らせていただいております、分析もさせていただきますという状況でございます。

◎会長

先程のアンケートについて、私が言った意味は、実践にどう使ったのか、具体的にどの部分が役立ったのか、というようなもう少し突っ込んだアンケートを取っていただければということです。講座直後ではなく、例えば、半年後など実践が進んだ後にその効果を確認できるようにアンケートを取ってもらえればというようなことを思いました。

●事務局

そういったご意見をいただきましたので、今後検討させていただきたいと思います。趣旨を取り違ひまして、申し訳ございません。

◎会長

とんでもないです。ありがとうございます。他の委員の先生方、何かございますでしょうか。

○委員

ご報告ありがとうございます。今のお話のところに関連付けて、出前講座はおそらく始めたばかりで、年間35回実施、特に小中高、専門学校に関しては29回実施されたということですね。忙しい中で、府職員の方が学校現場へ出向いて実施されているということなので、これぐらいの回数が限度かと思えます。ただ、相談内容を見ていると、中高生や大学生などがトラブルを起こしやすいことが想定されます。実際、若い人たちからの相談が多いように見えます。とはいえ、学校側が出前講座の時間を作ることは大変だろうし、府職員が出向いていくのも限度がある中で、どうやって効率的に出前講座を進めていけるでしょうか。人も足りず、学校側が時間を作ることも難しい現状で、問題はまったなしで起きてくる、その間をどうやってつなぐことが可能なのかと思えます。出前講座はとてもいいアイデアだとは思いますが、例えばオンラインであれば、もっと一気に多くの人たちに参加してもらうことができますよね。実施方法を今後工夫していくことはないでしょうか。

◎会長

ありがとうございます。重要なご指摘いただけたと思います。

●事務局

ご意見ありがとうございます。

今のご意見でございますが、実はアーカイブ方式の講座を現在準備しているところでございまして、今年度は実践演習ができなかったのですが、来年度につきましては、ハイブリッドで実際に対面講義をするタイプとアーカイブ方式、オンラインもその形になろうかと思えますけれども、両面で来年は出前講座を進めてさせていただこうと、現在準備を進めているところでございます。

○委員

分かりました。その方向で進めると、とても良いのではないかと思います。

◎会長

ありがとうございました。ぜひ進めていただけたらと思います。

○委員

ありがとうございます。学校向けの出前講座の話ですが、資料1—3について、ズバリ言うとうごくわかりにくい。何回も反芻して読んで、今一つよくわからなかった。6月から2月にかけて、府内の小中高、専門学校に対し、講義型、ワークショップ型の講座を実施29回って書いてあるのが。府内の小中高ってたくさんあるわけじゃないですか。公立だけか私立を含むのかもよくわからなく、しかも講義型とワークショップ型の講座を29回といわれると、どう読み取ればいいのかわからなくて、私も後で質問しようと思っていました。

先ほどの話だと、専門学校はワークショップ型をやったのだと。すごく大事なことなので、一行にまとめずに、データ的にわかりやすいように説明を入れてもらった方が良くと思いました。一行でまとめようとする、こうなるのかとは思いますが、改善していただければなと思いました。

◎会長

ありがとうございました。確かに、府内に小中学校は1000校ありますよね。どれくらいの規模で実施されているのか、分母の把握が重要だと思いました。今補足いただかなくてもいいですか。今後の資料として何かありますか。

●事務局

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

部会の資料なので、圧縮して出ささせていただいたというのはご理解いただきたいのですが、確におっしゃる通り、小学校何校で実施したかなどの点が見えていないことはご指摘の通りかと思います。次の審議会につきましてはわかりやすいような形、データ化ということもございましたけれども、もう少し内容が目に見えるような形で資料を整理したいと考えております。

◎会長

先ほど委員がおっしゃっていたハイブリッドやアーカイブでという話もありましたが、例えば委託という形で、企業の力を借りることも、検討していく時代ではないかと思いました。

以上です。単なる意見ですので、今後検討いただけたらと思います。他、先生方がいかがでしょうか。

○委員

教育・啓発のところで、「概ね良好だった」ということだったのですが、「概ね良好」なのは良いことと思いますが、不十分だった点や円滑な運営のために改善すべき点があったほうが来年度以降に良くなるので、「概ね良かった」という反省は意味がないというのは言い過ぎかもしれないが、課題があれば教えていただきたいです。もしないのであれば、課題を拾えるような形で学校内にヒアリングされると良いと思いました。

もう一つは素朴な質問ですが、私は小中学校の人権教育に関わる人が多いのですが、このような府のプログラムを受け入れる学校はどのような学校なのか。

単体だったらあまり意味がなく、日々の人権教育の中うまくセットしないといけないと思いますが、どのようなプロセスで学校に行っておられるのか、もし整理されていれば教えていただきたいです。

◎会長

貴重なご意見ありがとうございました。まずは、課題が出ていたか。出ていた課題は明らかにしてほしいという

ことと、2点目はどのような学校がどのように受けておられるのかを教えてくださいましたらと思います。

●事務局

課題については、今年度から展開して実施させていただいたというところで、十分に検証ができていないという部分もありますが、講座後のアンケートで課題として見当たるものがないという実情です。我々としても今後検証していかなければいけないというふうに考えております。

どういう学校かという点につきましては、公募方式で実施しており、ご希望のあった学校に出向きまして、講義させていただいているというところがございます。

◎会長

確かに不思議ですよね。どのような学校が手を挙げてくださったのか、今後分析していただけたら、意見がありましたように、すごく熱心に取り組んでいる学校なのか、「何もしていないから是非これに」っていう学校なのか、様々なパターンがあるのかなと思います。

●事務局

今年度の実績をふまえ、分析と確認をさせていただきたいと思います。

◎会長

ありがとうございました。別の角度でございませんか、先生方。

○委員

部会の先生方のお話を聞いて、勉強になっているのですが、この分野は素人だと思ってほしいですね。

先ほどの論点2の話ですが、先生のお話はすごくわかりやすく、本当にその通りだと思っていたのですが、条例に基づく削除要請はパワーがあるわけでもないというか、どちらかという、ふわっとして、注意するくらいで、だからこそ、建付け自体が表現の自由を侵害しない、というか、条例の緩さを考えると、表現の自由の尊重を考える必要がそもそもあるのか、厳しくない制度の中で、その集団の規模で躊躇することはないのではないかと感じました。

論点2はすごく大事なこととっていて、規模の大きな集団に対する差別的な言動をこの優しい条例を持って諭していくというのはあるべき姿だと思いました。

●事務局

ありがとうございます。

削除要請は行政指導にもなりますので、公権力の行使というところも意識せざるを得ないというところで、もともと国の方で商事法研究会の報告書をベースに現在対応させていただいているというところでは。

ただ、確かに部会で委員からもご意見いただいておりますが、やはりもう少し柔軟に検討したほうがいいところがありますので、先ほど部会長からもご報告がありました通り、集団の規模につきましては引き続き検討させていただき、部会でも、再度ご議論いただこうと考えているところがございます。

◎会長

ありがとうございます。

こちらの委員の意見として、今の委員の意見も大事だと思うので、お聞きいただけたらと思います。時間が迫っておりますので、私も最後に一つだけ。国の子ども家庭庁の委員を務めているのですが、子どもの貧困や、ヤングケアラー、社会的に弱い立場にいる子どもたちは、声を上げられない状況にあります。声を上げられない人

たちが、誹謗中傷の対象になって、ティーンエイジャーの問題がネット上でひどくなっている現状があります。内閣府の孤立孤独対策の委員をしているが、自殺が一番多いのは50代ですが、急激に伸びているのは10代です。

さまざまな要因がもちろんありますが、いじめや陰で誹謗中傷されることに苦しむ人たちが実際にいることを、国の子ども家庭庁でも当事者の意見を聞いて確認しています。子どもたちは声を上げたのに、どのように動いてくれたかが見えないことで、大人にがっかりして、これ以上声を上げなくなるという構造が国の議論で明らかになりました。そういう意味では、今の問題も見えるようにどう扱っていくのか、今何かご返答いただく必要はないですが、意見としては声を上げにくい人たちが、府の動きを見ておられることも意識して、柔軟で緩やかな方法を利用した形になればいいなと私も思いました。

時間もありますので、以上でこの議論を終えたいと思います。

議題3の人権問題に関する府民意識調査に移りたいと思います。事務局からご説明をお願いします。

●事務局

資料2より「人権問題に関する府民意識調査」につきましてご説明させていただきます。

まず目的でございますが、大阪府では、すべての人の人権が尊重された豊かな社会づくりに向けて、府民の皆様の人権に関する意識の変化・動向を把握することにより、今後の人権教育・啓発の施策を効果的に取り組んでいくための基礎資料を得ることを目的に、五年に一度、人権問題に関する府民意識調査を実施しているところでございます。前回調査は令和2年度に実施しましたので、令和7年度が調査の実施年度となっております。

本件の参考資料として前回実施しました、令和2年度の調査票を参考資料4、令和2年度調査の結果概要を参考資料5としております。

続きまして、資料2に示しております、調査方法についてですが、対象者につきましては大阪府内に居住している18歳以上の者を無作為に抽出し、調査数につきましては、前回調査と同じく3550人を予定しております。調査票は、郵送によりお届けいたしますが、回答にあたりましては、前回より導入しておりますオンラインによる回答と郵送による回答を選択していただけるようにする予定です。

スケジュールについては、本調査は調査会社に業務を委託しまして、令和7年11月下旬からおおむね3週間程度を調査期間とし、この間に調査票を送付し、回答いただく予定としております。また、回答いただいた調査票については、単純集計及び属性集計を行いまして、結果を報告させていただく予定でございます。

次に資料右側をご覧くださいと、調査項目の基本的な考え方についてです。前回令和2年度に実施した調査項目を踏襲することを基本としつつ、近年の人権をめぐる社会情勢等を踏まえ、施策に反映するための府民意識を引き出すための質問を検討します。また、人権問題全般を調査項目とし、回答者の負担考慮や一定の回答率確保の観点から質問数は前回と同程度とするという考え方で検討したいと考えております。右下の点線四角囲みにありますのは、参考ではありますが、令和2年度の調査項目です。

令和2年度の調査項目はいろいろな人権問題の意識や考え方について、人権について学ぶための機会について、また、人権侵害についてなどがありまして、質問数は1-1、1-2というようなものを含みまして、27問でございました。

調査内容の検討については、資料の2ページ目をご覧ください。

社会情勢等の変化に対応し、施策に反映するための府民意識を引き出すため、1つ目は人権をめぐる法律や条例の施行及びこれらに関する人権問題について聞く質問において前回調査以降、令和5年に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」や令和4年に施行され、令和5年に改正しました「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」について、府民の認知度を把握することを検討します。

次に、人権問題の解決に向けた行政の取り組みについて聞く質問において、前回調査以降に実施しております、大阪府インターネット誹謗中傷トラブル相談窓口「ネットハーモニー」の開設やSNS上に誹謗中傷や差別に

関するキーワードを投稿や検索した利用者に対して啓発メッセージを表示するターゲティング広告、また、インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等といった大阪府の事業に関する府民の認知度を把握することを検討します。

人権について学ぶための機会について聞く質問においては、インターネット上の人権侵害解消の取り組みとして大阪府内の企業や教育機関等を対象に、インターネットや SNS の利用にあたって、加害者にも被害者にもならないよう、どのようなことを注意すべきかなどを学ぶことができる講座を実施してきた背景を踏まえまして、インターネット上の人権侵害に関して、学校や研修会、講演会等での学習経験について把握することを検討します。

さまざまな人権問題に関して大阪府民の皆様の人権意識を的確に把握できる調査となるよう検討してまいりたいので調査内容の検討の考え方などについて、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

◎会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。委員の皆様、今のご説明にご意見をいただけたらということですが。

○委員

基本的にはこの内容で良いとは思いますが、前回調査の内容だとあまりにも意識がどうかというのを把握しているところに偏り過ぎて、実際の教育・啓発にどう生かされるのかを念頭に置いた調査票設計に十分にはなっていないと思います。そのあたり、前回調査の項目をベースにしつつも、少しそういうのをに入れていった方が、今後の教育・啓発に生かしていけると思います。

なので、属性に関しても、もう少し聞いておくとか、例えば人権とか差別に関わらない様々な意識が、人権意識等にどう関わっているかなど、つまり、偏見がどう形成されて、軽減するためにどういう要素が効いてるのか、みたいなものを導き出すことを念頭に置いた調査票設計に変更していった方がいいかなとも思っています。

それで言うと、サンプル数ですが、かつての 2000 年調査は 1 万サンプルぐらいだったと思いますが、回収率は傾向的に下がっているとは思うので、もう少し増やしてもいいようにも思いました。

その他細々あるのですが、もう一点。報告書が少し単純集計的なものにすぎるかなと思い、もう少し分析するようなチームを編成する方が、せっかくの調査なので良いと思いました。

◎会長

ありがとうございました。時間的な問題もあるので、ぜひ詳細は事務局に伝えていただけたらと思いますが、私も全く同じことを考えていました。このように書かれると「はい」と答えるような気がして、もっと隠れた意識を引き出せるようなのができないのかなと思っていました。

それと、内容が少しアバウトなので、もう少し焦点を絞れないのかと思いました。例えば子どもの問題であれば、子どもという広い範囲ではなく、いじめやヤングケアラーへの差別意識といった具体的な問題であったり、焦点化したものが拾えるよう、項目数が限られているので難しいかと思いますが、意見としてはそのように思いました。

ありがとうございました。他によろしいですか。別途ご意見があれば、是非後ほど事務局にお伝えいただけたらと思います。

次の案件へ行きたいと思います。議題 4 の「万博を契機とした人権啓発事業」についてお願いします。

●事務局

それでは、資料3の、「2025 大阪・関西万博を契機とした人権啓発事業」についてご報告させていただきます。

大阪府では戦後 80 年を迎える 2025 年を平和や人権について改めて考える1年と捉え、命をテーマに据えた大阪・関西万博の会場において一人一人が恒久平和への誓いを新たにするとともに、楽しみながら平和や人権尊重社会の実現について考える啓発事業を実施します。

事業の概要は 8 月 1 日に万博会場内の大阪ヘルスケアパビリオンのリボーンステージや広場を活用しまして、楽しみながら平和や人権について考える契機となる、企画を展開し、資料1ページ目の右下の催事イメージにもありますように、ステージでは人権や平和、多様性をテーマにした動画の放映や音楽演奏会、ファッションショーなど、広場では来場者参加型のアート作品の制作、展示をします。

なお、制作した動画やアート作品は、連携事業であります 8 月 15 日に実施予定のピース大阪「戦後 80 年祈念事業」での展示をはじめ、今後の啓発事業に活用する予定です。

参考ですが、大阪ヘルスケアパビリオンが万博会場内のどこにあるかについては、資料2ページ目に、大阪ヘルスケアパビリオン地図がございますのでご覧ください。右側に夢洲駅がありまして、夢洲駅を經由して東ゲートから入場された来場者の主導線上に大阪ヘルスケアパビリオンがございます。矢印で示しているところが、大阪ヘルスケアパビリオンの場所になります。

大阪関西万博では、メインテーマとして「いのち輝く未来社会のデザイン」を掲げ、世界中の国々が地球的規模の課題の解決に向け、対話によって命輝く未来社会を世界とともに創造することを目的として、8つのテーマウィークが開催されます。ちなみに、未来への文化共創というテーマウィークが 4 月 25 日から始まりまして、本事業を実施する 8 月 1 日はテーマウィーク「平和と人権」の初日でもあります。

最後になりますが、本事業の実施にあたりましては、民間事業者のノウハウを活用しまして、より効果的、効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する公募型プロポーザル方式により、事業者を選定いたします。今後、4 月 3 日に選定委員会を開催し、その後契約締結、業務開始の予定でございます。

◎会長

ありがとうございました。

最後におっしゃられたようにまだ受託事業者が決まっておられませんので、詳細については現時点の情報しかお伝え出来ません。

もし先生方、ご意見があれば、「こんな形の取り入れができないか」というようなご提案をいただければと思います。受託の関係があるので、全部その通りにはならないとは思いますが、何か意見があればぜひ事務局の方に出していただけたらと思います。

これで審議が終了になります。委員の先生方、何かございますか。

もし十分に発言しきれなかった意見がございましたら、事務局の方をお願いします。

本日はこれにて終了いたします。事務局にお返しします。

●事務局

ありがとうございました。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。会長、議事進行ありがとうございました。

それではこれもちまして、第 47 回大阪府人権施策推進審議会を終了します。